

## 連結財務書類における注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの ······ 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産 ······ 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの ······ 取得原価

取得原価が不明なもの ······ 再調達原価

#### (2) 出資金の評価基準及び評価方法

ア 市場価格のあるもの ······ 会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの ······ 出資金額

#### (3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 3年～60年

物品 4年～18年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） ······ 定額法

ソフトウェア 5年

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しますが、該当するものはありません。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（東松島市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 採用した消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。ただし一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

### 3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

### 4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当する事象はありません。

(2) 係争中の訴訟等

該当する事象はありません。

## 5. 追加情報

### (1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
石巻地区広域行政事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	20.4900%
石巻地方広域水道企業団	一部事務組合・広域連合	比例連結	21.0600%
吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.0000%
宮城県市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	(みなし連結)	-
宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.1000%
宮城県市町村自治振興センター	一部事務組合・広域連合	比例連結	3.4202%
宮城県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.7252%
株式会社 東松島観光物産公社	第三セクター等	全部連結	-

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。
- ④ 有形固定資産の明細における前年度の本年度末残高と当年度の前年度末残高は、連結対象団体の比例連結割合変更により一致していません。

### (2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

### (3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。